

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月25日1人第695号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書は、「令和元年5月20日に県職員により人事課（内部統制室）にあった公益通報（内部通報）（以下「本件公益通報」という。）について次のことが判る（確認できる）文書」である。

ア 受付手続状況（「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部職員等からの通報）消費者庁」の通報対応（P4）ができていますか否か判る書類）（以下「本件文書1」という。）

イ 受理若しくは不受理（理由）が判る書類（以下「本件文書2」という。）

ウ 調査状況（調査結果、調査途中であればこれまでの分）（以下「本件文書3」という。）

エ 本件公益通報に対する指定弁護士の意見、指導等（以下「本件文書4」という。本件文書1から本件文書4までを総称して「本件文書」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成しておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和元年9月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和元年9月25日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和元年9月30日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和2年3月23日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和元年5月20日に公益通報を電子メールで行っている。

- (2) 審査請求人は、人事課内部統制室の担当者に、令和元年9月27日昼頃電話をし、確認したところ、前記(1)の公益通報は、受け付けされているということであった。また、本件文書1から本件文書3までについては作成しておらず、また、本件文書4については指定弁護士からの意見指導があっていないということであった。
- (3) しかしながら、人事課内部統制室は、公益通報（内部通報）を受け付けた場合、業務上、何かしらの文書を作成するから、調査内容やそれが受理か不受理かわかる書類が一切ないことはないはずである。
- (4) また、人事課内部統制室では、公益通報（内部通報）について、受理、不受理にかかわらず、調査を行うということである。既に前記(1)の公益通報(内部通報)を行ってから4か月以上が経過しており、調査結果もわかっているし、受理、不受理の決定もなされているであろうから、何らの文書も開示できないということはない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件文書1について

- ア 本件請求の請求書に記載された消費者庁が平成29年7月31日に策定した「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（以下「ガイドライン」という。）のP4「3. 通報への対応（1）通報の受付」を一部抜粋すると以下のとおりである。
- (ア) 通報があったときは、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。
- (イ) 通報を受け付けたときは、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いはないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を通報者に対し説明する。
- (ウ) 通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。
- (エ) 通報を受け付けた後は、当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは、受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。
- イ ガイドラインは、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく「技術的な助言」として位置づけられるものである。
- ウ 一方、本県では、「福岡県職員公益通報制度に関する要綱（平成16年9月10日施行。以下「制度要綱」という。）」を策定し、当該要綱に則り、以下のとおり対応している。
- (ア) 通報到達後、公益通報としての対応必要性の確認を行う。
- (イ) 公益通報として対応する場合は引き続き調査し、調査結果及び対応の概要を調査結果報告書として通報者に報告する。
- (ウ) 一方、公益通報として対応が必要と確認できなかった（不受理）ものは、当該理由を付して通報者に文書で連絡している。
- エ こうしたことからガイドラインのとおり公益通報対応が出来ているか否かが分かる文書はもとより、受付手続状況が分かる文書は作成しておらず、存在しないため、本件決定を行った。

(2) 本件文書2について

ア 前記(1)ウのとおり、公益通報が到達したら、対応の必要性を確認し、対応する場合は引き続き調査し、受理しない場合はその旨通知している。

イ 本件請求があった、令和元年9月5日時点では、本件公益通報について、対応必要性を確認している段階であり、受理・不受理の判断に至っていなかったため、それが分かる文書は作成しておらず、存在しないため、本件決定を行った。

(3) 本件文書3について

本件請求があった、令和元年9月5日時点では、本件公益通報について、対応必要性を確認するために必要な情報収集を行っている段階であり、調査状況に係る文書は作成しておらず、存在しないため、本件決定を行った。

(4) 本件文書4について

本件請求があった、令和元年9月5日時点では、本件公益通報について、指定弁護士の意見や指導等に係る文書は作成も取得もしておらず、存在しないため、本件決定を行った。

6 審査会の判断

(1) 本県での職員からの公益通報の処理について

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、地方公共団体の法令遵守を推進し、公正な行政運営に資することを目的としている。

本県においても制度要綱を定め、この要綱により、職員の職務遂行に当たっての法令等に違反する行為等について、これを知った職員からの通報を受ける体制を整備し、通報の処理の手順についても定めている。

通報は、制度要綱の5の規定により親展文書（封書）又は電子メールにより、人事課内部統制室長又は指定弁護士に対して行うものとされており、制度要綱の7の規定により、通報は次のとおり処理される。

- (1) 通報を受けた人事課内部統制室長は、通報内容を速やかに指定弁護士に伝える。
- (2) 人事課内部統制室長は、調査班を編成し、調査を行う。
- (3) 調査班は、人事課内部統制室長が指名する人事課監察監、人事課監察員及び人事課職員で構成する。
- (4) 知事は、調査結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(2) 本件文書の存否について

ア 本件文書1について

実施機関は、ガイドラインと制度要綱の手続を掲げ、ガイドラインではなく制度要綱に則っているので、ガイドラインのとおり公益通報対応が出来ているか否かが分かる文書はもとより、受付手続状況が分かる文書は作成しておらず、存在しないと説明しているため、こうした説明の正否を検討する。

ガイドラインは、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「技術的な助言」として位置づけられているものであり、実施機関はこれにはよらず、別に制度要綱を策定し、これに則って対応している。

このように、そもそも実施機関は制度要綱に則って対応しているのであるから、ガイドラインの通報対応ができているかを確認する必要性は認められない。

また、当審査会において、ガイドラインの「3. 通報への対応（1）通報の受付」の内容を確認したところ、「通報の受付」とは、通報の到達から調査の必要性の有無を判断する前までの初期の手続、具体的には、通報到達後速やかに行う内容の把握、今後の対応の要否に係る検討及び判断並びにそれらの結果等の通報者への通知であると認められる。

一方、制度要綱の「7 通報の処理」の処理手順の中にはガイドラインの「通報の受付」に直接該当する手続は見受けられず、実施機関が通報到達後に行う対応必要性の確認についても、その時点で受理・不受理を決定し、その結果を通報者に通知することとはされていない。

したがって、本件文書1は作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 本件文書2から本件文書4までについて

実施機関は、本件請求があった令和元年9月5日時点では、本件公益通報について、対応必要性の確認をするために必要な情報収集を行っている段階であり、本件文書2及び本件文書3は作成しておらず存在しない、本件文書4も作成も取得もしておらず、存在しないとして、本件決定を行ったと説明している。

こうした実施機関の説明の正否を確認するため、当審査会は、条例第25条第4項の規定により、見分調査を行うこととしたが、本件請求の請求書の収受の日付が令和元年9月9日であり、本件請求の実施機関への到達時期と認められる同日を存否の判断基準とすべきであるため、同日時点で本件文書が存在していたか否かを確認することとした。

当審査会は、実施機関の保有する本件公益通報に係る処理等事績が綴られたファイル及び電磁的記録を保存する全庁ファイル共有システムについて見分したところ、本件文書2から本件文書4までの存在を確認することはできなかった。

また、念のため、本件文書1についても確認したが、ガイドラインの「通報の受付」に該当する手続に係る書類や当該手続が出来ているか否か分かる書類は存在しなかった。

よって、本件文書は作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断される。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。